

学校法人聖園学園役員の報酬及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖園学園（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 役員とは、法人の寄附行為第6条に定める役員をいう。

(報酬)

第3条 理事長及び常勤の役員の報酬の額は、月額とし、別表第1に定める額とする。

2 理事長を除く非常勤の役員の報酬の額は、日額とし、別表第2に定める額とする。

(報酬の支給)

第4条 理事長及び常勤の役員の報酬は、6月、9月、12月、3月の年4回に分けて、3月分をまとめて支払うものとする。

2 前項に規定する報酬の支給日は、支給月の25日とする。ただし当日が休日又は銀行休業日であるときは、その前日に支払うものとする。

3 理事長を除く非常勤の役員の報酬は、法人に係る業務に従事の都度支払うものとする。

(旅費の支給)

第5条 役員が職務により旅行した場合は、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、聖園学園短期大学の職員に支給する旅費の例による。

(退職金)

第6条 役員には、退職金を支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年9月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日以前から在任する役員については、就任時からこの規程が適用されているものとみなす。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

| 区 分 | 報酬月額 |
|-------|---------|
| 理 事 長 | 90,000円 |
| 常勤の理事 | 30,000円 |
| 常勤の監事 | 30,000円 |

別表第2（第3条第2項関係）

| 区 分 | 報酬日額 |
|--------|---------|
| 非常勤の理事 | 15,000円 |
| 非常勤の監事 | 15,000円 |